

行政編

第1部 共通災害対策部

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

全課・機関共通

第1 蕪崎市防災会議

蕪崎市防災会議は、災害対策基本法第16条に基づき設置する。

1 所掌事務

- (1) 蕪崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 蕪崎市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 防災会議会長及び委員

蕪崎市防災会議は、会長を市長とし、委員については、蕪崎市防災会議条例第3条のとおりとする。

第2 蕪崎市災害対策本部

蕪崎市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2に基づき設置する。

なお、所掌事務及び組織等については、本編第2部地震災害部第3章第2節「職員配備計画」に定めるところによる。

第3 蕪崎市災害警戒（水防）本部

本編第2部地震災害部第3章第2節「職員配備計画」及び「蕪崎市水防計画」に定めるところによる。

第2節 防災知識の普及・防災訓練

全課・機関共通

防災業務に従事する職員及び一般住民等に対して、次のとおり防災知識の普及を図る。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。

第1 職員に対する防災教育

1 防災気象講習会

防災気象についての講習会等を、甲府地方気象台等と協力して実施する。

2 研修会

災害対策基本法等の法令に関する説明、研究を行い、土木、水防、建築、防災、営農その他防災技術の習得を図る。

3 検討会

防災訓練とあわせて開催し、業務分担等の認識を深める。

4 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

5 印刷物等の配布

災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書などの印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

第2 市民に対する広報

市は、次により市民に対して防災・減災知識の普及を図る。

1 啓発の方法

- (1) 広報紙（「広報にらさき」）の活用
- (2) 防災行政無線、韮崎市ホームページ、FMコミュニティラジオ局等の広報媒体の活用
- (3) 出前塾等の活用
- (4) 防災関係資料の作成、配布
- (5) 防災行政無線やJ-ALERTと連携した防災・気象情報をにらさき防災・行政ナビ、防災・防犯メールマガジン、Twitter、市ホームページへの配信

第3 学校教育における防災教育

市は、次により幼児・児童・生徒等に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。

1 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

市は、独自に、又は防災関係機関の協力を得て、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

第5 防災訓練の実施

市は、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう、災害時初動訓練、避難所運営訓練など、実践的な訓練を行う。

避難所運営訓練時には、避難所運営の責任者に男女双方を配置し、お互いの意見を取り入れられる体制づくりに努める。

また、自主防災組織に向けても、訓練実施の促進や訓練内用のアドバイス等に努める。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

総務課	市民生活課
建設課	上下水道課
消防団	峡北消防

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備を推進する。

第1 防災施設の整備

1 通信連絡設備

本市では、災害時における電話の輻輳、又は有線途絶時に備え、県防災行政無線、防災行政無線を整備している。市は、定期的に保守点検を実施するとともに、その運用の習熟に努めるものとする。

2 防災倉庫等

水防資機材を保管する水防倉庫は、災害発生危険予想地との距離等を考えて配置するものとし、支援物資や避難所運営に必要な資機材を保管する備蓄倉庫は、指定避難所となる施設の敷地内に順次設置するよう努める。また、市は小中学校等に配置している既存の備蓄倉庫について、在庫管理等適切な維持管理を行う。

3 指定避難所

市においては、資料編に掲載のとおり避難所をあらかじめ指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。その際には、災害に対し安全な建物、広場などをあて、さらに給食施設を有するものか、又は比較的容易に搬入給食し得る場所を選定するよう考慮するものとする。

資料編 ○指定避難所一覧

4 市庁舎

災害時に指揮命令機関である災害対策本部が設置されるため、機能の維持・強化を図る必要があることから、耐震化の実施や非常用電源（発電機）等の点検及び点検結果に基づき必要に応じた更新等を行う。

5 地域防災拠点整備計画

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、その規模及び被害の状況により、市外からの広域応援や救援物資の供給などが想定されるが、被災地域、避難施設への救援活動を迅速かつ円滑に行う必要があることから、市は、**地域**防災拠点となる施設を計画し、積極的に整備を推進する。

(2) 指定方針

ア 広域応援活動等の拠点となり得る施設について、関係部署と協議の上、**地域**防災拠点に指定する。

イ 指定にあたっては、市内各地域での被災を想定しながら、アクセスルートとなる幹線道路（緊急輸送路）からの利便性、活用できる施設の能力や規模等を考慮する。

(3) 地域防災拠点の機能

ア 施設が果たす機能

- ① 災害対策本部代替施設として機能を有した施設、場所
- ② 市の災害備蓄品が保管可能な施設、場所
- ③ 指定避難所等として機能を有した施設、場所

イ 物資集積拠点

県内外からの救援物資の「受入れ」、「仕分け」、「保管」及び「配送」を行い、被災地域の避難所等へ輸送するための機能を有した施設。

③

④

ウ 地域防災拠点として整備する施設（計画）

開設が必要とされる場合の地域防災拠点施設を次のとおり計画する。

施設名称	所在地	機能	対象施設
韮崎市営新体育館（仮称）	韮崎市藤井町南下條滝坂 地内	災害対策本部代替施設	多目的ルーム
		災害備蓄品保管施設	防災備蓄倉庫
		指定避難所	アリーナ・柔道場・多目的ルーム
		物資集積拠点	アリーナ
		受付・救護・個別相談	会議室等事務エリア
		女性優先スペース	トレーニングルーム
		乳幼児スペース	キッズスペース
		掲示板等情報共有スペース	エントランスホール
		非常用発電設備	72時間対応
		耐震性防火水槽	60 t
		マンホールトイレ	8基
		緊急避難場所（避難ゾーン）	駐車場約250台

【土地利用イメージ】



⑤

第3 県における防災施設の整備状況

- 1 県立防災安全センター
県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の普及啓発などを実施する防災教育機関であるとともに、大規模災害に対応できる防災資機材や生活必需品を備蓄し、災害時には、県内市町村等への広域的な救援物資の輸送中継拠点の役割を果たす。
- 2 山梨県中北地域県民センター
該当地域での大規模災害に迅速に対応するための防災資機材等を備蓄している。
- 3 土木施設災害対策拠点
災害時の緊急復旧活動及び救援活動等を迅速かつ的確に行うとともに近県との相互支援体制を充実するため、中北建設事務所岐北支所に防災拠点を整備する。
拠点機能は、次のとおりである。
(1) 災害時の人員及び緊急物資の輸送拠点としての物資等の搬入、搬出を行う。
(2) 緊急復興活動に必要な鋼材、盛土材、コンクリート等の備蓄を行う。
(3) 緊急輸送路とのネットワーク化を図る。

第2 防災資機材の整備

1 点検整備の実施

点検整備は各自主防災組織にあっては区長、各施設（機関）、各事業所にあっては施設責任者、消防団にあっては各部長があたり、必要に応じて点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づいた定期的な点検整備を実施する。

2 点検整備を要する防災資機材と保管機関

資 機 材	保 管 機 関
水防用備蓄資機材	市（建設課）
消防用資機材及び施設	韮崎消防署 韮崎市消防団
防疫用資機材	市（市民生活課）
給水用資機材	市（上下水道課）
備蓄食料等	市（総務課）
自主防災組織備蓄資機材	各自主防災組織
ライフライン復旧資材	各事業者

3 資機材及び機械類の点検実施内容

資 機 材	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

第4節 消防予防計画

総務課 農政課 商工観光課
消防団 峡北消防

火災予防については、防災思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより相当な効果を期待し得るものであるため、科学的な消防力の充実と自動消火設備の設置指導、消火栓、地下貯水槽の設置を促進するとともに防火対象物の定期査察の徹底あるいは火災予防運動の実施により防災思想の向上啓発指導を行うものとする。

第1 消防力の充実強化

1 自治体消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

市は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災組織との連携を強め初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市及び峡北広域行政事務組合消防本部は「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。さらには、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努めるものとする。

消防施設の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○消防力の現況

(3) 消防団員の教育訓練

市は救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防団員の総合訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図るものとする。

2 地域の消防力の整備強化

(1) 市は、自主防災組織の育成、強化を図り、組織の核となる自主防委会長等に対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(2) 市は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 市及び峡北広域行政事務組合消防本部は、防火対象物の関係者に対し、防災活動の推進を図るよう次の事項について指導を行うものとする。

ア 従業員、顧客の安全を考慮に入れた災害時行動マニュアルの作成

イ 防災対策の整備

ウ 防災訓練等の実施

3 市消防計画の確立

市は、消防機関が大規模地震災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として次の事項を大綱とした市消防計画を確立し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

(1) 消防力等の整備

(2) 防災のための調査

(3) 防災教育訓練

(4) 災害の予防、警戒及び防ぎょ方法

(5) 災害時の避難、救助及び救急方法

(6) その他災害対策に関する事項

第2 火災予防対策の強化

1 建築同意制度の効果的活用

峡北広域行政事務組合消防本部は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

市は、自主防災組織など各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図るものとする。

3 防火対象物の防火体制の推進

市は、峡北広域行政事務組合消防本部と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。

このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。

(2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

4 予防査察の強化

峡北広域行政事務組合消防本部は、火災発生及び被害の拡大を防止するため、防火対象物の定期的な査察を行うとともに、新築又は改築時等の臨時査察、さらに特殊対象物（工場、学校、旅館、病院、危険物等関係施設、文化財等）の特別査察等を計画的に行う。

5 危険物等の保安確保の指導

峡北広域行政事務組合消防本部は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

なお、峡北広域行政事務組合消防本部は峡北広域行政事務組合火災予防条例（昭和57年条例第33号）に規定されている指定数量未満の危険物の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

6 防火防災思想、知識の普及

防災関係機関、関係団体等の協力を得て、また広報紙、韮崎市ホームページ等により防火防災に関する広報を行い、火災予防週間及び防災週間をはじめ消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに防火知識の普及に努める。

第3 林野火災予防計画

本市の林野面積は、市の総土地面積の約64パーセントを占めておりそのほとんどは極めて急峻な地形となっている。そのため、林野火災が発生すれば、その消防活動は不可能に近い状態に陥り、林野の焼失は勿論、人家への延焼等大きな被害に発展する可能性も大きいので、その予防活動と消防活動が適切に実施できるよう計画するものである。

1 林野火災予防思想の普及、啓発

市は、住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の

トロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いて、住民に強く周知徹底を図る。

2 林野所有（管理）者に対する指導

市は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的にを行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

市は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図るものとする。

(1) 防火管理計画

- ・特別警戒区域
- ・特別警戒時期
- ・特別警戒実施要領等

(2) 消防計画

- ・消防分担区域
- ・出動計画
- ・防ぎょ鎮圧計画
- ・他市町村等応援計画
- ・資機材整備計画
- ・防災訓練実施計画
- ・啓発運動推進計画等

4 自衛消防体制の確立

市は、県、葦崎消防署、峡北森林組合等と連絡を密にとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等についてあらかじめ消防計画を策定し、自衛消防体制の強化を図るものとする。

5 関係職員の研修指導

市は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

第5節 風水害等災害予防対策

総務課 農政課
商工観光課 建設課

第1 山地の災害予防

本市の山地は、地形、地質などの特質から崩壊に起因する災害が発生するおそれが高い。

このため、次に掲げる治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

特に、福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を実施する。

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されて異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等を推進し土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 地すべりの防止

地すべりによる被害を防止、軽減するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づいて地すべり防止区域を指定し、積極的な保全工事を施行する。

4 保安林の整備

災害により保安機能の低下した保安林について、改植、補植、下刈等による森林整備を行い、森林機能の維持向上を図る。

資料編 ○山地災害危険地一覧

第2 河川対策

市内には、釜無川、塩川等の河川が流れ、過去において幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では、堤防の建設や河川の改修により氾濫の危険性はかなり減少している。

今後も、洪水などの災害から守り、住民が安心して生活できるようにするため、特に中小河川における河川改修など適正な管理を進めていくとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図るものとする。

第3 砂防対策

本市の河川は、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨等の際に土石流が発生する危険性が高い。

豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流送土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県に次の砂防事業の実施を要請していく。

1 土石流対策

市内には土石流危険溪流が53溪流あり、砂防事業が県により実施されている。今後も、砂防事業の促進を県に要請していく。

2 地すべり対策

本市では、現在、地すべり防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている箇所はないが、地すべりの発生のおそれがある箇所については、監視を重点的に行うものとする。

資料編 ○土石流危険溪流一覧

第4 急傾斜地等危険地災害予防対策

本市は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

このため、県と連携して次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

市は、豪雨の際、事前に適切な措置がとられるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導するものとする。

2 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

市内では、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域として19箇所が指定され、がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制や標識の設置等が県により行われている。

今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して

指定の促進を図っていく。

3 警戒避難体制の整備

市は、急傾斜地崩壊危険箇所ごとに災害警報の発令、避難救助等の警戒避難体制の確立を図る。

4 簡易雨量観測器の設置及び観測

危険箇所の雨量観測は崩壊予察の有効な手法の一つであるので、簡易雨量観測器の設置推進によって雨量を観測し、災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とするものとする。

5 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

市及び県は、危険地域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

6 防災のための集団移転促進事業

市及び県は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと思われる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

7 がけ地近接等危険住宅移転事業

市及び県は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。

8 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

資料編 ○急傾斜地危険区域一覧

第5 警戒・避難対策計画の策定

市は、土砂災害危険箇所については県の指導を得て、警戒・避難対策計画を策定するものとする。策定にあたっては、次の事項に考慮する。

1 避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等をあらかじめ避難対象地区として指定する。

2 避難収容施設の指定

(1) 避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する施設を併せて指定する。

(2) 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

ア 地域の実状を踏まえ、安全適切な建築物とすること。

なお、設備（電気、給排水）についても十分考慮すること。

イ 避難対象地区との経路が比較的近距離でかつ安全なこと。

ウ 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

第6 地域住民への周知

市は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、洪水・土砂災害ハザードマップを作成配布し、水害による危険性を周知徹底するとともに、集中豪雨時、東海地震警戒宣言等発令時、南海トラフ地震臨時情報等発令時あるいは地震発生時に速やかに警戒体制や避難体制がとれるよう、広報紙等により啓発に努める。

第7 農業対策

1 農業施設災害予防対策

市及び土地改良区は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の実態を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとる。

(1) ため池保全対策

ため池は、災害の際に決壊流出すると、人畜、家屋、農地、農作物その他の公共施設に極めて甚大な被害をもたらすため、特に築造年代が古いものから重点的に亀裂又は漏水について点検するとともに、大雨のおそれのある場合には、事前に放水して貯水量を減じておく。

(2) ため池ハザードマップ

豪雨や大地震によるため池の漏水、亀裂又は決壊が想定されることから、予め流出区域を把握し市民へ周知するため、ため池ハザードマップを作成配布するとともに、今後の県などが行う耐震改修工事等の防災・減災対策へ活用する。

(3) 湛水防除対策

ア 湛水による被害を未然に防止するため、湛水防除事業を実施し、排水機構の改善、排水機の増強及び排水路の整備等を行う。

イ 湛水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。

ウ 地すべり及び土砂崩壊の発生が予想される地域について、被害が人命や家屋に及びおそれがある場合は、現地を定期的に巡視し、事前に関係住民に対し危険箇所を周知徹底させ、警戒避難体制を確立する。

(4) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図る。

(5) 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流出や崩壊を防止する。

(6) 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

資料編 ○老朽ため池の所在地及び整備状況

2 農作物災害予防対策

農産物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。特に、凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ、警戒期間（おおむね3月下旬～5月下旬）を設け、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、気象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。

3 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種など）を徹底してお

く。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第8 林業対策

1 林業対策

林道並びに治山施設の災害を防止するため、治山施設及び林道施設をあらかじめ調査、補強を行う等適正措置をとるものとする。

2 林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きいので、その取扱いいかんによっては、その機能を喪失し、林地荒廃の原因にもなるので、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期するものとする。

第9 ダム、水こう門等及びその操作

堰等の管理者は、設備の操作点検を行うとともに増水時には巡回し適切な操作を行い、異常を認めたときは、直ちに水防管理者に報告する。

水防管理者は、堰等の管理者に適切な操作を行わせ水害を未然に防止するよう指導する。

河川名	名 称	位 置	管 理 者	構 造
釜無川	葦崎用水	一ツ谷	葦崎市 長	手動巻上式
〃	祖母石用水	祖母石	下祖母石区 長	〃
〃	荊ノ木用水	穴山町三ツ石	上祖母石区 長	〃
釜無川	徳島堰	円野町上円井	徳島堰土地改良区	電動式
小武川	連合堰	〃 〃	上円井区 長	手動巻上式
〃	瀬原堰	〃 〃	〃	〃
甘利沢川	山田堰	神山町錦山	鍋山区 長	木 扉
〃	郷 堰	〃 〃	若尾区 長	ハンドル式
〃	山口用水	旭町上條北割山口	山口区 長	木 扉
釜無川	海老島用水	大草町若尾	若尾新区 長	手動巻上式
〃	力石用水	龍岡町下條東割	坂ノ上区 長	〃
〃	新田堰	穴山町上新田	新田堰組合 長	電動式
須玉川	亀石堰	〃 滝林	穴山亀石堰組合 長	手動巻上式
〃	亀石堰	中田町小田川西林	中田亀石堰組合 長	〃
塩川	藤井堰	〃 〃 屋敷	葦崎市 長	ハンドル式
〃	楯無堰	穂坂町宮久保上ノ原	楯無堰土地改良区	〃

第6節 雪害予防対策

総務課 建設課 農政課
商工観光課 教育課 福祉課
こども子育て課 財務政策課

平成26年2月に経験した豪雪災害を教訓とし、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、交通確保や農業施設等への雪害予防等に万全を期する。

第1 交通確保計画

- 1 冬季道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 2 適切な冬季道路網が確保されるよう、道路除雪計画を作成するとともに、他の道路管理者と十分連携し調整を図るものとする。
- 3 防災行政無線やホームページを通じて、不要・不急な外出等を控えるよう周知に努めるものとする。

本編第1部共通対策災害部第2章第8節「広報計画」 参照

第2 除排雪対策

1 住民による除雪

積雪時における安全の確保および雪害予防活動の推進のためには住民、事業所等の自主的な取組みが不可欠であることから、路上駐車禁止、マイカー通勤の自粛、市で除雪できない生活道路や自宅周辺、歩道等の除雪協力等について普及啓発および広報に努めるものとする。併せて、屋根雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事故等の防止について周知の徹底に努めるものとする。

2 地域による除雪

円滑な除排雪を実施するためには、住民一人ひとりの協力はもとより、一斉除排雪等地域が一体となった協力が不可欠であることから、広報等による啓発活動、自治会等を通じた協力の要請等に努めるものとする。

3 排雪場

二次災害の発生防止のため、道水路への排雪を禁止するよう、周知の徹底に努め、下表の場所を排雪場とする。また、排雪場が不足する場合は、地域スポーツ広場や大型河川へ排雪できるよう、関係機関へ要請するものとする。

名 称	住 所
釜無川河川公園	葦崎市水神地内

第3 要配慮者対策

積雪時には要配慮者は特に大きな影響を受けることから、要配慮者が利用する施設の優先的除雪や、自力で除雪が困難な要配慮者に対する除雪ボランティアを、社会福祉協議会を通じて確保するなど、要配慮者に対する施策の推進を図るとともに、要配慮者に対する定期的訪問及び巡回健康相談、防災上必要な知識の普及啓発等の地域ぐるみの支援体制づくりに努めるものとする。

本編第1部共通対策災害部第1章第13節「要配慮者対策の推進」 参照

第4 帰宅困難者対策

積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり、帰宅困難者が発生した場合は、近隣に暖房器具等がある施設を避難所として開設する。

第5 農業施設対策

農業用ハウス等の雪の重みによる倒壊・損壊等を防止するため、降雪状況に応じて雪下ろしや融雪等対応方法の周知に努める。

第6 孤立予防対策

積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり、孤立するおそれのある地区について事前に自主避難を要請し、状況に応じてヘリコプターによる避難が必要と認められる場合は、関係機関に要請する。

本編第1部共通対策災害部第2章第3節「県防災ヘリコプターの出動要請計画」 参照

第7節 建築物災害予防対策

総務課 建設課 教育課
福祉課 子ども子育て課

建築基準法、消防法などに基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備などの維持管理についても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者などの建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第1 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう県は、建築確認審査業務を通じた指導を行うので、市もこれに協力し、防災的なまちづくりの実現を図る。

さらに、違反建築物の指導を強化し、非防災的建築物等の建築の防止に努める。

第2 公共施設災害予防計画

1 老朽建物の改築促進

(1) 老朽度の著しい建物については、改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の建設の促進を図る。

(2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有建物の災害予防対策

(1) 不特定多数の者が集まる公共施設や災害時に避難所が開設される学校等についても計画的に耐震耐火調査を実施し、その調査結果に基づき、必要な補強等を行い、あるいは改築を検討するものとする。

(2) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に立地する公共施設については、被害の軽減化を図るため、更新等による建替の際には、対象区域外への移転や土地の嵩上等の対策を検討するものとする。

3 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害の防止に努める。

(1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。

(2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。

(3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

(4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第3 定期報告制度及び防災査察

特定行政庁として、昭和56年より定期報告制度を実施しているので、観覧場、公会堂・集会場、病院、各種学校、百貨店・マーケット等、倉庫等建築基準法第12条に該当の建築主事に対し、自主的にその安全性を定期的に点検して報告させ、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

その他、随時防災査察を実施し、大衆の出入りする建築物の安全性維持に努める。

第4 特殊建築物の防災改修の促進

前項の査察並びに建築確認台帳により、特殊建築物の台帳を整備し、防災診断及び防災改修計画書の作成を行い、建築主等に政府関係金融機関による低利融資制度を紹介し、既存の特殊建築物等の防災性能の向上を促進する。

第8節 文化財災害予防対策

教育課

第1 保護の対象

市内には数多くの史跡や文化財などが残されており、また伝統行事や郷土芸能なども、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は、先人が残した市民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要がある。本市の文化財の現況は、別表のとおりである。

第2 文化財保護対策

1 国指定の文化財

文化財保護法（昭和25年法律第214号）によって指定された国宝等の文化財の保護は、県及び市の教育委員会が法定受託事務として行っている。

2 県及び市の文化財

山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）及び韮崎市文化財保護条例（昭和42年条例第25号）による文化財は、県及び市が独自に重要な文化財を指定して保護を行っている。

3 文化財の管理責任

(1) 文化財の管理については、国、県及び市がそれぞれ管理規定を設け、所有者及び管理者にその責任を義務づけている。

(2) 所有者及び管理人の変更、指定物件の滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財については県教育委員会に、また市指定文化財については市教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）等については、所有者及び管理者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、補助金の率は、国指定では50%から85%、県指定では50%が上限である。市にあっては、韮崎市文化財保護条例及び韮崎市文化財保護条例施行規則（昭和44年規則第4号）を準用し万全を期する。

(1) 建物火災警報装置

火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備を促進しているが、その設備状況は次のとおりである。

指定別	名 称	設置状況		備 考
		設置済	未設置	
国 重 文	武田八幡宮本殿	○		
県 指 定	武田八幡宮末社・若宮八幡宮本殿		○	
市 指 定	朝穂堰水配役人詰所文庫		○	

(2) 建造物の防災施設

建造物の周囲の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により、貯水槽、消火栓、避雷針等消火施設についても促進し、その設備状況は次のとおりである。

指 定 別	名 称	消火栓設備器具	150m以内水利状況	道 路 状 況	そ の 他
国 重 文	武田八幡宮本殿	消火栓 3 放水銃 3	50m ³ 水槽	6m	
県 指 定	武田八幡宮末社 若宮八幡宮本殿	同 上	50m ³ 水槽	6m	
市 指 定	朝穂壇水配役人詰所 文庫	消火栓 1	10m ³ 水槽	7m	

(3) 美術工芸品保存庫設置状況

指 定 別	名 称	保存庫設置状況	その他保存の状況
国 重 文	木造阿弥陀如来及び両脇侍像	有	所有者管理
県 指 定	木造十一面観音立像	〃	〃
〃	木造伝馬頭観音立像	〃	〃
〃	木造梵天立像	〃	〃
〃	扇面御正躰付鉄鍔如来形坐像	〃	〃
〃	雲版	未	〃
〃	木造百万小塔付版本自心印陀羅尼	〃	〃
〃	武田勝頼夫人北条氏祈願文	〃	〃
市 指 定	願成寺阿弥陀三尊像	有	〃
〃	絹本着色「柳沢吉保」画像	未	〃
〃	絹本着色「達磨像図」	〃	〃
〃	紙本着色「勤修作福念仏図説」	〃	〃
〃	一条六郎信長寄進の大般若経第262巻・第587巻	〃	〃
〃	一条六郎信長寄進の大般若経第205・72・342・512巻	〃	〃
〃	俳句短冊帖「其唐松」付入天・地の巻2冊	〃	〃

第4 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、葦崎消防署や地元消防団の協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

別表 指定文化財一覧

1 国指定（重要文化財）

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者	指 定 年 月 日
建造物	武田八幡宮本殿	神山町北宮地	武田八幡宮	S4. 4. 6
彫刻	木造阿弥陀如来及両脇侍像	神山町鍋山	願成寺	S14. 9. 8

2 国指定（史跡）

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者	指 定 年 月 日
史跡	新府城跡	中田町中條	葦崎市・他	S48. 7. 21
	白山城跡	神山町鍋山	内藤重明・他	H13. 1. 29
	御勅使川旧堤防（将棋頭）	龍岡町下條南割	国土交通省所管 国有財産部局長 （山梨県知事）	H15. 3. 25

3 国指定（登録記念物）

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者	指 定 年 月 日
登録記念物	七里岩	葦崎市	葦崎市・他	H27. 10. 7

4 県指定

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者	指 定 年 月 日
建造物	勝手神社の石鳥居	岩下	勝手神社	S34. 2. 9
	武田八幡宮石鳥居付 正面石垣	神山町北宮地	武田八幡宮	S36. 12. 7
	武田八幡宮末社 若宮八幡宮本殿	〃	〃	S36. 12. 7
	武田八幡宮二の鳥居付 輿石	〃	〃	H12. 10.12
彫刻	木造十一面観音立像	中田町中條	昌福寺	S34. 2. 9
	木造伝馬頭観音			
	木造梵天立像			
書籍	武田勝頼夫人北条氏祈願文	神山町北宮地	武田八幡宮	H4. 3. 5
工芸	雲版	円野町上円井	宗泉院	S39. 11. 19
	刀 舌口	穴山町	齋藤哲而	S44. 11. 20
	扇面御正躰付鉄鍔如来形坐像	円野町下円井	宇波刀神社	S54. 12. 28
絵画	絹本着色「柳沢吉保」画像	清哲町青木	常光寺	H9. 12. 15
	絹本着色「達磨」像図			
図像	紙本着色「勤修作福念仏図説」	清哲町青木	常光寺	H9. 12. 15
天然記念物	永岳寺の大カシ	大草町下條西割	永岳寺	S34. 2. 9
	菖敷山のアスナロ	旭町上條南割	穂見神社	S34. 2. 9
歴史資料	木造百万小塔付版本自心印陀羅尼	旭町上條南割	堀内政廣	S53. 3. 30

5 市指定

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者（管理者）	指 定 年 月 日
建造物	朝穂壇水配役人詰所文庫	穂坂町空久保	葦崎市	S46. 7. 10
	葦崎宿豪商の蔵屋敷	藤井町南下條	葦崎市	S61. 5. 20
	葦崎の水車	藤井町南下條	葦崎市	H元. 1. 19
	菖敷山穂見神社 奥宮本殿	旭町上條南割	穂見神社	H5. 6. 23
	当麻戸神社本殿	藤井町駒井	当麻戸神社	H16. 10. 6

	為朝神社本宮	神山町北宮地	為朝神社	H16. 10. 6
彫刻	願成寺阿弥陀三尊	神山町鍋山	願成寺	S51. 3. 9
	宝積寺石幢	穂坂町三之蔵	宝積寺	S60. 2. 1
	一石百観音石像	神山町北宮地	武田八幡宮	S60. 2. 1
	十一面観音菩薩座像	穂坂町三ツ澤	慈眼院	H7. 10. 30
	木造金剛力士立像（阿形像・吽形像）	旭町上條南割	大公寺	H12. 3. 24
	為朝像	神山町北宮地	為朝神社	H16. 10. 6
	書籍 (典籍・書跡)	俳句短冊帖「其唐松」 付軼入天・地の巻 2冊	旭町上條南割	堀内政廣
一条六郎信長寄進の大般若經 巻第262 巻第587		神山町北宮地	矢崎俊男	S54. 3. 23
一条六郎信長寄進の大般若經 巻第205		大草町上條東割	矢崎林	S54. 3. 23
一条六郎信長寄進の大般若經 巻第75		神山町鍋山	願成寺住職 山本一乗	S61. 5. 20
一条六郎信長寄進の大般若經 巻第342		神山町北宮地	功刀利夫	S61. 5. 20
山岡鉄舟筆の扁額「葦崎学校」		本町二丁目	葦崎小学校	H21. 7. 24
美術工芸品		願成寺の山号額	神山町鍋山	願成寺
工芸	沢蔵院の鐘	穂坂町三ツ澤	沢蔵院	S60. 2. 1
	妙浄寺の鐘	円野町上円井	妙浄寺	S60. 2. 1
	大公寺の鐘	旭町上條南割	大公寺	S60. 2. 1
	蔓草圖衛府太刀拵	中田町中條	藤武神社	H5. 6. 23
史跡	常光寺 青木氏歴代の墓	清哲町青木	常光寺	S51. 3. 9
	武田信義館跡	神山町武田	葦崎市	S53. 3. 18
	穴山氏の墓	穴山町	瀧福寺	S54. 3. 23
	木曾氏の墓	藤井町駒井	光明寺	S57. 10. 5
	日ノ出城跡	穂坂町三之蔵	葦崎市	H3. 4. 1
石造物	鏡石	本町三丁目	姫宮神社	H元. 1. 19
	願成寺の五輪塔（伝武田信義の塔）	神山町鍋山宇御堂	願成寺	H元. 1. 19
	慈眼院六地藏壇（二基）	穂坂町三ツ澤	慈眼院	H9. 12. 22
	行餘館之碑	藤井町駒井	宮澤和彦	H12. 3. 24
種別	名称	所在地	所有者（管理者）	指定年月日
天然記念物	中の家の桜	清哲町青木	藤巻源文	S44. 7. 10
	武田八幡宮境内の樹叢	神山町北宮地	武田八幡宮	S44. 7. 10
	光明寺のカヤ	藤井町駒井	光明寺	S46. 7. 10
	藤巻家の朝鮮マキ	清哲町青木	藤巻新齋	S46. 7. 10
	宮久侯のクヌギ	穂坂町宮久保	横森幸男	S46. 7. 10
	勝手神社のケヤキ	葦崎町岩下	勝手神社	S46. 7. 10

	苗敷山の高野マキ	旭町上條南割	穂見神社	S46. 7. 10
	饅頭味のマンジュウ石	穂坂町三之蔵	飯島康彦・他	S54. 3. 23
	釜無川右岸の高師小僧	神山町鍋山境内		S54. 3. 23
	日之城の大ナシ	穂坂町三之蔵	大柴秀雄	S57. 10. 5
	北宮地のサカキ	神山町北宮地	矢崎栄子	S57. 10. 5
	武田のクマノミズキ	神山町武田	内藤重明	S57. 10. 5
	わに塚のサクラ	神山町武田	神山町武田区	H元. 1. 19
	駒井上野のコナラ	藤井町駒井	長阪信一	H5. 6. 23
	円井の逆断層	円野町下円井	内藤長臣	H7. 10. 30
	旧穴山小学校のひいらぎ	穴山町	葦崎市	H7. 10. 30
歴史資料	若宮八幡宮棟札	若宮一丁目	若宮八幡宮	S60. 2. 1
民俗	木喰仏	旭町上條中割	久保田春樹	H4. 1. 28
	木喰仏	清哲町折居	藤島常子	H4. 1. 28
無形民俗 文化財	綾棒踊り	大草町上條東割	伝承者 甘利小学校	H元 12. 20
	四ツ打	藤井町	伝承者 藤井公民館	H5. 6. 23

第9節 特殊災害予防対策

総務課 消防団
峡北消防

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 検査及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

市は、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、韮崎消防署との連携強化を図るものとする。
また、峡北広域行政事務組合消防本部は、化学消防自動車等の適切な配備を図り、化学消防力の強化に努める。

資料編	○火薬庫所有者一覧	○高圧ガス関係事業所一覧
	○危険物規制対象物数	

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 簡易ガス事業者の措置

簡易ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ポンベ収納庫の耐震化の促進及びポンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

2 市の措置

市は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退の勧告、指示

資料編	○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域一覧
-----	------------------------

第10節 情報通信システム整備対策

総務課 財務政策課

災害の予防及び応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、情報通信システムの整備に努める。

第1 防災行政無線システム

市は、市本部、消防団、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、防災行政無線を設置・配備している。

通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

また、令和4年11月末日期限のアナログ同報系無線については、平成30年度から2箇年でデジタル化整備を完了し、国からの指示による情報の多重化により、防災行政無線放送を「いらさき防災・行政ナビ、防災・防犯メールマガジン、Twitter、市ホームページ」への連携配信できるよう整備した。移動系は簡易デジタル無線やいらさき防災・行政ナビによる情報共有を図るため、廃局とした。今後は定期的にデジタル同報系戸別受信機及び屋外拡声子局の保守点検を行い、故障したものについては、修理、交換等の措置を講じる等適正な保守管理に努める。

資料編	○韮崎市防災行政無線（屋外拡声子局）設置場所一覧
-----	--------------------------

第2 県防災行政無線システム

本市では、市役所に県防災行政無線局が設置されている。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

なお、市庁舎の損壊等により自己の管理する施設が使用できない状態となったときには、市内の次の施設に設置されている県防災行政無線を利用して県との通信を行うものとする。このため、市は、平常時から各機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について協定しておくものとする。

局名	機関名	所在地	電話番号
防災北巨摩	山梨県中北地域県民センター	韮崎市本町四丁目2番4号	0551-23-3051
防災峡北消防	峡北広域行政事務組合消防本部	韮崎市本町四丁目8番36号	0551-22-0119

第3 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ市役所等の電話をN T T 東日本（株）に災害時優先電話として登録している。

第4 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、消防署、鉄道事業、電力事業等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続き、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

市内で利用可能な関係機関の無線施設は、次のとおりである。

無線区分	機関名	通信範囲
消防無線	峡北広域行政事務組合消防本部	峡北消防管内
警察庁	甲斐警察署	県内
N T T	山梨支店	県内
東京電力	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	甲府、大月

第5 その他通信設備の整備

1 インターネット等の整備

市は、インターネットホームページを開設し、広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段として利用できるよう、平素から整備を図っていくものとする。

2 衛星携帯電話等の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難になった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、衛星携帯電話やトランシーバー等が利用できるよう、平素から整備を図っていく

ものとする。

3 にらさき防災・行政ナビ、防災・防犯メールマガジンの登録推進

市民へPUSH型配信により災害情報を確実に届ける手段としてにらさき防災・行政ナビ、防災・防犯メールマガジンの登録を推進するため、広報活動や出前塾等を通じて周知を図っていくものとする。

第11節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

総務課 秘書人事課
財務政策課

災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、市をはじめとして各防災関係機関の災害に関する防災対策のみでなく、住民一人ひとりが自分の生命、自分の身体、自分の財産は、まず自分で守る、ということを認識し行動することが被害を少なくする第一義的な原点である。災害時において沈着冷静かつ適切な行動の必要性を深く認識し、協働の精神を発揮して住民による自発的な防災組織、また施設あるいは事業所別の防災組織を組織し、防災関係機関と住民とが一体となったより効果的な防災対策を推進する必要がある。

このため、市をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報、啓発活動を積極的にを行い、住民の防災意識の高揚に努め、また防災組織の育成指導、助言等を図るものとする。

第1 市職員に対する市の役割

市は、職員に災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行うものとする。

- 1 災害に対する基礎知識
- 2 東海地震と地震予知、警戒宣言とこれに基づく措置及び情報伝達
- 3 市が実施している防災対策と課題
- 4 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的に取るべき行動に関する知識（職員の初動体制と任務分担等）
- 5 南海トラフ地震臨時情報が発令されたとき及び地震が発生したときに、具体的に取る行動
- 6 その他
※ 年度当初に各所属等において実施する職場研修等で、上記4又は所管事項に関する防災対策について周知徹底を図る。

第2 住民等に対する市の役割

市は防災活動の主体となる第一次的団体であるが、地震等の災害が大規模であればあるほど、市をはじめとする各防災関係機関の初動体制に遅れが生じる可能性があり、家庭・地域での防災活動が被害を軽減するかぎとなる。

したがって、市は、住民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、資器材の充実、訓練の実施等について定期的に自主防災組織との研修会を設け、災害対策に関する啓発と、災害時に速やかな応急対策の実施が図れるよう指導する。

- 1 住民に対する防災知識の普及

市は、住民が地震発生時及び警戒宣言発令時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、また「自らの命は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚を持つよう、防災週間に実施する防災訓練等を通じて防災知識の普及啓発に努める。

(1) 啓発の方法

- ア 広報紙（「広報にらさき」）の活用、防災関係資料の作成・配布
- イ 防災行政無線、韮崎市ホームページ等の広報媒体の活用
- ウ 県立防災安全センターの活用、防災資機材・防災映画等の貸し出し
- エ 講演会等の開催、自主防災組織に対する指導

(2) 啓発の内容

- ア 東海地震及び地震に対する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法
- エ 警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備
- キ 南海トラフ地震に関する基礎知識及び臨時情報等が発令されたとき及び地震が発生したときに、具体的に取る行動

2 幼児、児童、生徒等に対する教育

市は、幼児、児童、生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害発生時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

3 防災関係機関による防災知識の普及

N T T 東日本(株)、中日本高速道路(株)、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、ガス会社等の機関は、それぞれの防災対策及び利用者にとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

第3 事業所の役割

1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

施設の耐震・耐水化、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、発災時刻の想定に基づく防災計画の作成等、各事業所の防災課と危機管理体制の確立を図る。

2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

3 地域と協力した訓練の実施

事業所の行う訓練又は警戒宣言発令時の地震防災応急対策並びに発災時の被害の軽減等に対し、地域住民との協力のもとに実施できるように努める。

4 市の指導・助言

市は、上記事業所の計画作成又は活動に当たっての指導・助言を行う。

第12節 災害ボランティアの育成強化

総務課 福祉課
こども子育て課

災害ボランティアは、自主防災組織など既存の防災体制を補完し、効果的 な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待されている。

市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、ボランティアグループ等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など各般にわたる施策を展開してボランティアの育成に努める。

第1 災害ボランティアの登録

市は、平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時のボランティアの登録制度の検討を行う。

第2 災害ボランティアの種類と対応

	災害ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日常より市内で福祉等のボランティアとして従事している人々	→ 希望者は災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。
2	(1) 特殊技能者（医師、保健師、土木・建築技術者等） (2) 応急危険度判定士	→ 国、県などの動向もふまえながら、今後災害ボランティアの登録制度を整備していく。 → 震災時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
3	市内外から震災後かけつけるボランティア希望者	→ (1) 市は、市社会福祉協議会と協力し受付窓口を設置する。 (2) 市と市社会福祉協議会は各ボランティア団体等のなかから長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編制及び運営が行えるように協力する。 (3) 市は、福祉部福祉班においてボランティアニーズの把握を行い、市社会福祉協議会と協力して、宿舍、食事、活動拠点、事務用品等を用意する。

第3 ボランティア活動の環境整備

- 1 災害救援ボランティアの活動拠点の確保について、配慮するものとする。
- 2 市は、中核となる防災ボランティアリーダーを選任し、活動を支援する。

第4 ボランティアの活動分野

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- 2 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）の介助及び看護補助
- 3 清掃
- 4 炊出し
- 5 救援物資の仕分け及び配布
- 6 消火・救助・救護活動
- 7 保健医療活動
- 8 通訳等の外国人支援活動

第5 山梨県民間社会福祉救援合同本部

現在、県や日本赤十字社山梨県支部において災害ボランティアの育成が行われており、また平常時にはボランティア登録及び研修、災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同本部が設置される。

市においても、平常時から県及び関係機関と連携して災害ボランティアの育成に努めるものとする。

第13節 要配慮者対策の推進

総務課 市民生活課 福祉課
こども子育て課 長寿介護課
教育課

災害発生時に各種避難情報や気象情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

◎要配慮者の定義

要配慮者とは、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、傷病者、高齢者、妊婦、外国人など、特に配慮を要する者。

◎避難行動要支援者の定義

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

第1 社会福祉施設対策の推進

市は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障がい者等いわゆる要配慮者であることから、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

また、韮崎消防署は、予防査察等の機会を利用し、指導を行うものとする。

1 防災設備等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

施設管理者は、震災時等における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。
老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災施設等の整備

消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。
また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常食料の備蓄

電気、水道等の供給停止に備え、非常食料等の備蓄を3日分程度行う。

2 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障がい者の引渡方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導体制等を十

分検討する。

(2) 平常時の体制づくり

市と連携のもと、近隣住民や自主防災組織、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得るとともに、市内及び近隣市開設する社会福祉施設とネットワークを構築し、平常時から相互の受け入れ体制や施設の減災に努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員や利用者が、地震災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心が得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するとともに、地域の協力が得られるよう、地域の自主防災会と協力した訓練を実施する。

4 避難行動要支援者名簿

福祉課は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を特定するため、年度末に、地区・地域の民生委員および自治会長に、避難行動要支援者に該当する者の調査を依頼し、新規に本制度の利用を希望される人には、その所在等を福祉課に届け、避難行動要支援者名簿に追加する。

(1) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- ア 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- イ 介護保険法による要介護度3以上の者
- ウ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- エ 療育手帳A1又はA2の交付を受けている者
- オ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- カ 避難行動要支援者名簿への記載について本人又は家族から申し出のある者

(2) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

福祉課は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たって、要配慮者に該当する者を把握するために、市保有情報（住民基本台帳、世帯ファイル、身体障害者更生指導台帳、知的障害者更生指導台帳、介護保険被保険者台帳）を集約する。

また、(1)オに該当する者については、本人又は家族からの申請に基づき情報を把握する。

(3) 避難行動要支援者名簿記載事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(4) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

福祉課は、避難行動要支援者名簿を原則年1回以上更新する。

(5) 避難行動要支援者名簿の管理に関する事項

避難行動要支援者名簿の提供を受けた関係機関は、名簿情報を適正に管理する。

5 同意者名簿

福祉課は、避難行動要支援者名簿に記載された者のうち、要配慮者支援組織への情報提供に同意した者を把握し、同意者名簿を作成・提供することができる。

(1) 同意者名簿の提供

福祉課は、支援組織が所在する地域内に居住する避難行動要支援者名簿に記載された者に対して、平常時からの支援組織への情報提供について意向を確認し、支援組織への情報提供に同意した者を記載した同意者名簿を支援組織へ提供する。

災害対策基本法第49条の1第2項に定める、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合には、提供を行わないこととする。ただし、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

- ① 峡北広域行政事務組合消防本部（葦崎消防署）
- ② 山梨県警察本部（甲斐警察署）
- ③ 葦崎市民生委員児童委員協議会
- ④ 葦崎市地区長連合会（自主防災組織）
- ⑤ 葦崎市消防団

(2) 同意者名簿の更新に関する事項

福祉課は、同意者名簿を原則年1回以上更新する。

(3) 情報漏えいを防止するための措置

福祉課は、支援組織において、要配慮者情報の適正な管理が図られるよう、情報漏えいの防止のために次の措置を講ずることとする。

- ① 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ② 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施設可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- ③ 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。

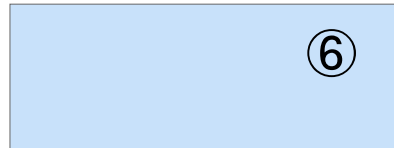
6 個別避難計画の作成

市は、要支援者から提出された届出書兼同意書に基づき、関係部署及び避難支援等関係者と協議して、個別避難計画の作成に努める。

第2 在宅高齢者・障がい者等の要配慮者対策

1 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市は、虚弱なひとり暮らし高齢者に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、



緊急通報システム（ふれあいペンダント）を設置している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、災害時に自主防災組織等の協力を得られるよう、平常時より協議しておくものとする。

2 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

(1) 在宅高齢者、障がい者等については、自主防災組織等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、障がい者防災マニュアル等を活用し地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障がい者への啓発に十分配慮する。

(2) 市は、訓練等を通じて地域の自主防災組織等が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障がい者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

3 避難誘導体制

市は、高齢者や障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、手話通訳、ガイドヘルパー等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備に努めるものとする。

4 避難所における対応

市は、避難所を中心とした要配慮者の健康保持のため必要な活動を行う。

特に、高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、避難所において、次の点に留意して要配慮者専用スペースの確保を図るものとする。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ① 静かでケアのしやすい場所 | 要配慮者専用スペース選定上の留意点 |
| ② トイレ、出口等に近い場所 | |
| ③ 1階等階段を使用する必要のない場所 | |

5 指定福祉避難所の開設

発災時又は発生する恐れがあり、指定避難所において長期滞在が必要な事態となった場合で、一般避難者との共同生活が困難な介護を必要とする要配慮者は指定福祉避難所へ避難するため、必要なスタッフを確保したうえで開設するものとする。

開設にあたっては市社会福祉協議会、自主防災組織、消防団、要配慮者の介助者、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て要配慮者を移送し、収容するものとする。

指定福祉避難所開設施設

施設名	所在地	電話番号
老人福祉センター	韮崎市大草町若尾1680	(0551) 22-6944
大草デイサービスセンター こぶし荘	//	(0551) 23-5080
旧なごみの郷穴山	韮崎市穴山町4411	(0551) 25-6068

6 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、被害状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライ

フラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

7 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者や身体障がい者等の要配慮者の優先的入居を行う等、十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障がい者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

8 避難確保計画の策定

土砂災害警戒区域、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者等は法律（土砂災害防止法第8条の2、水防法第15条第3項）に基づき避難確保計画を策定し、計画に基づく訓練を年1回以上実施しなければならない。市内対象施設は水防計画に記載する施設とする。

なお、市及び県は、未策定施設の管理者等に対し、策定支援を行うものとする。

第3 外国人及び観光客対策

災害に対して知識が乏しく、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、防災パンフレットの配布等平常時から基礎的防災情報の提供を行い防災知識の普及を図り、災害時でも適切に対応できるよう、平素から通訳ボランティアの確保を図るとともに、対応マニュアル等の整備を図るものとする。

また、市内各所に避難地、避難所、危険箇所等の案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めるものとする。

第4 幼児、児童・生徒保護対策

学校等（保育園を含む。）の管理者は地震の発生に備え、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にしておくとともに、幼児、児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の防災教育に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の災害対策を次により推進する。

(1) 災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童生徒のとるべき行動に関するマニュアルを学校ごとに作成し、教職員及び幼児、児童・生徒等の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の災害対策組織

多様な災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

(3) 児童・生徒等の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

第2章 発災後の応急対策計画

第1節 応急活動体制

全部班・機関共通

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、児童・生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応の在り方

学校に開設される避難所の運営に教職員が協力せざるを得ない状況も予想されるため、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう必要な支援に努める。

2 防災教育指導

児童・生徒等への地震防災教育を次により推進する。

(1) 児童・生徒等に対する防災教育の基本的な考え方

状況に応じた明確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の養成及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 防災ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1 蕪崎市災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、蕪崎市災害対策本部を設置する。

1 設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするときで、なおかつ防災の推進を図る必要があると認めるとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 市内で震度が6弱以上の地震を記録したとき。
- (4) その他市長が必要と認めた場合。

2 廃止の時期

災害対策本部は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を**本部設置場所**に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
市職員	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭、にらさき防災・行政ナビ
市議会	(秘書人事班から)口頭、電話
県知事	県防災行政無線、電話、県総合防災情報システム(Lアラート)
中北県民センター	県防災行政無線、電話、県総合防災情報システム(Lアラート)
峡北広域行政事務組合消防本部	県防災行政無線、電話
甲斐警察署	電話
近隣市町村	県防災行政無線、電話、県総合防災情報システム(Lアラート)
市内関係機関	防災行政無線、電話、連絡員
一般住民	防災行政無線、広報車、連絡員、にらさき防災・行政ナビ、Twitter、市ホームページ防災・防犯メールマガジン
報道機関	電話、口頭、文書、県総合防災情報システム(Lアラート)

4 災害対策本部の設置場所

蕪崎市役所に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には被災状況に応じ、次のとおり市長が指



定する施設に設置するものとする。

第1順位	市民交流センター	第2順位	韮崎文化ホール
------	----------	------	---------

5 本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

第 1 順 位	副市長
第 2 順 位	総務課長

- 資料編
- 韮崎市災害対策本部条例
 - 韮崎市災害対策本部活動要領
 - 韮崎市災害非常参集要領

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

1 韮崎市防災組織系統図



（注） 災害の状況に応じて、現地災害対策本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度本部長が定める。

2 市災害対策本部の編成

韮崎市災害対策本部の編成は資料編「韮崎市災害対策本部編成表、分掌事務一覧を参照する。

- 資料編
- 韮崎市災害対策本部編成表、分掌事務一覧

3 分担任務

- (1) 本部には、部及び班を置き、部には部長、班には班長をおく。
- (2) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- (3) 本部長会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。
- (4) 班長は、当該班の所属事項について、応急対策の処理に当たる。
- (5) 班に属する担当の職員は、その班員となり、上司の命を受けて応急対策に当たる。
- (6) 市本部の分掌事務は別表第2のとおりであるが、別表第2に定めていない事項については、本部長会議でその都度定めるものとする。

第3 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- 2 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。

- 4 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

第4 県の現地対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

第2節 職員配備計画

全部班・機関共通

資料編「韮崎市業務継続計画」及び「職員初動規定及び配備基準」に準ずる。

- 資料編
- 韮崎市業務継続計画
 - 職員初動規定及び配備基準

第3節 県防災ヘリコプターの出動要請計画

継続 避難 医療 型
教育 班 岐北消防

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、県防災ヘリコプターの出動を要請し、速やかに被害情報の収集、救出、救助活動を行うものとする。

第1 基本要件

県防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に運航することができる。

- 1 災害等から住民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- 2 緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合。
- 3 既存の資器材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。

第2 緊急運航基準

県防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

1 災害応急対策活動

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合（地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動）
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- (3) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- (4) その他、県防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

2 火災防ぎょ活動

- (1) 林野火災等において、県防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- (2) 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資器材等の搬送手段がない場合、又は県防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- (3) その他、県防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

3 救助活動

- (1) 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- (2) 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助

(3) その他、県防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

4 救急活動

- (1) 別に定める「山梨県防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
- (2) 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- (3) 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

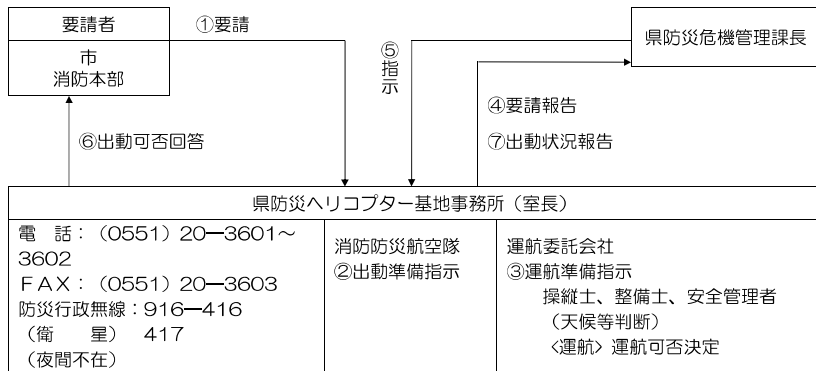
5 県外応援活動

- (1) 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定による応援要請があった場合
- (2) 大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱及び緊急消防援助隊要綱による応援要請があった場合

第3 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、災害が発生した市町村の長及び消防事務に関する一部事務組合の消防長並びに関係行政機関の長が、消防防災航空隊に対して電話にて速報後、資料編掲載の消防防災航空隊出場要請書により、ファクシミリを用いて行うものとする。

緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に報告し、室長は関係者に連絡する。

資料編 ○消防防災航空隊出場要請書

第4 受入れ体制

緊急運航を要請した場合、市は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ体制を整えるものとする。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

資料編 ○ヘリコプター主要発着場一覧

第4節 広域応援体制

総務班 教育班
峡北消防

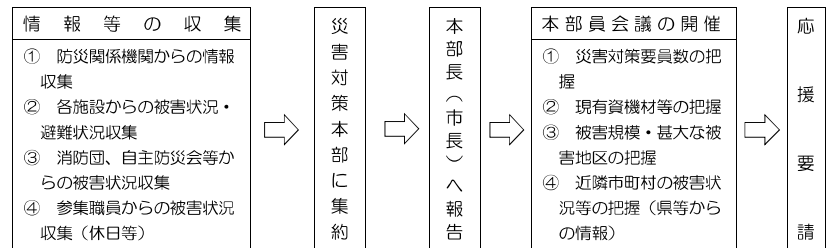
災害発生時に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災組織等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はとりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

第3 応援協定等に基づく要請

- 1 応援協定に基づく要請
市は、大規模災害の発生に備え、別表のとおり他市町村と相互応援協定を締結している。大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続きに従い、応援を求めものとする。

2 郵便局に対する協力要請

市は、被災住民の避難先及び避難状況の情報、また韮崎郵便局が所有し、管理する施設及び用地が必要となった場合には、「災害時における相互援助に関する覚書」に基づき韮崎郵便局に協力を依頼するものとする。

資料編 ○大規模災害時における相互援助協力に関する協定書
○大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
○災害時における相互援助に関する協定書 (山梨県市長会構成市)
○災害時における相互応援に関する協定書 (中部西関東市町村地域連携協議会構成会員市町村)
○災害時における相互援助に関する覚書

第4 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条第2項に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第15条)

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 市長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第5 消防の応援要請

1 大規模災害時における消防活動については、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」や峡北広域行政事務組合で締結した「消防計画に伴う火災出動に関する細目協定」等により相互応援を行う。

2 上記1をもってしても対処できないと判断したときは、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事に対し消防庁長官への緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等、消防の広域応援の要請依頼を行う。

第6 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第7 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、市役所に連絡窓口を設置する。

2 搬送物資受入施設の整備

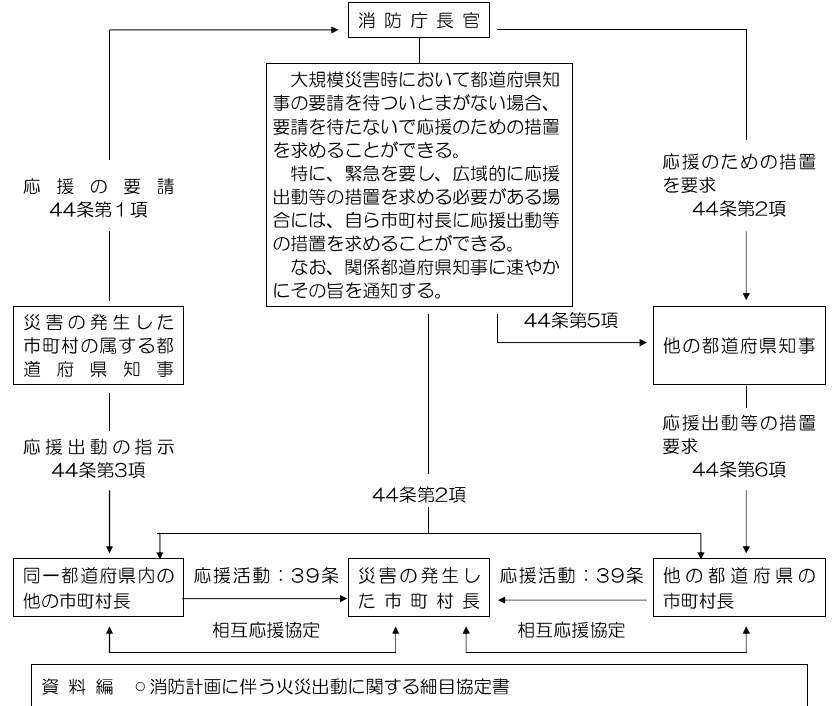
県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の施設を救援物資の集積所とし、その整備に努める。

名称	所在地	連絡先
韮崎市営総合運動場(体育館)	韮崎市本町四丁目9番25号	(0551) 22-0498

3 受入れ体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入れ態勢を確立しておく。

広域消防応援体制



第5節 自衛隊災害派遣要請計画

編 務 班	財 務 政 策 班
会 計 班	建 設 班
教 育 班	

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要であり、かつ、事態やむを得ないと認めるもので他に実施する組織等がないものとし、おおむね次のとおりとする。

区 分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適切に方法により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要がある場合の避難者の誘導、輸送等
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、橋込み等
消防活動	消防機関に協力（航空機等を含む）。消火薬剤等は関係機関の提供するものを使用。
道路又は水路の閉鎖	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の閉鎖又は除去
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救助物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく被災者に対する生活必需品等の無償貸付又は救急用品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の措置

第2 災害派遣要請依頼要領等

1 災害派遣要請の依頼

- (1) 市長は、市域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、要請をするよう求めることができる。
- (2) 市長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び市域に係わる災害の状況を長官又はその指定する者（第1特科隊長）に通知することができる。

緊急の場合の連絡先

部 隊 名	電 話 番 号	F A X 番 号
陸上自衛隊 第1特科隊 （北宮土駐屯地）	(0555) 84-3135、3136（内線238） 〈夜間〉（0555）84-3135 （内線280、302）	(0555) 84-3135、3136（内線353）

2 自衛隊の自主活動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待たないといまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊を派遣することができる。

資料編 ○自衛隊災害派遣要請依頼書

第3 災害派遣部隊の受入れ態勢

1 他の機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することなく最も効率的に作業を分担できるよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資機材の準備

市長は、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を求める。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 資材の種類別保管（貯蔵）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を総務部総務班に設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊の宿泊予定施設を資料編掲載のとおり指定しているが、この施設が被災等により使用不能の場合は、被災場所、施設の被害状況等に応じて適切な施設を選定して使用するものとする。

なお、代替施設選定の際には、できるだけ住民が避難に使用している施設を避けるよう考慮する。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿舍
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さを有するものとする。）
- (4) 駐車場
- (5) 指揮連絡用ヘリコプター発着場

資料編 ○場外避難場所一覧
○自衛隊宿泊施設一覧

第4 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

第5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 宿泊に必要な土地、建物の経費
- 3 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等

- 4 救援活動実施の際に生じた損害の補償
- 5 その他疑義のあるときは、自衛隊と市で協議するものとする。

第6節 災害関係情報等の受伝達

総務班 秘書人事班
財政政策班

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第1 災害情報等の収集・伝達

1 気象情報等の受理・伝達

気象業務法に基づく警報・注意報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、市に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類	概要	
特別警報 (警戒レベル5相当)	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報 (警戒レベル3相当)	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報 (警戒レベル2相当)	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が附加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

着水注意報	著しい着水により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害の発生や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われ、地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

※ 注意報及び警報の種類と発表基準は、資料編「警報・注意報発表基準一覧」を参照する。

資料編 ○警報・注意報発表基準一覧

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県中・西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(6) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（山梨県においては1時間100ミリ以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、山梨県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、山梨県中・西部で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が山梨県中・西部で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(8) 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて市や峡北広域行政事務組合消防本部に伝達される。通報の実施基準は、乾燥注意報および強風注意報の基準を用いる。

2 市が発令する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ、強風で火災の危険が予想される時、市長が発令する。

第2 気象警報・緊急地震速報等の伝達

1 市役所庁舎内の伝達

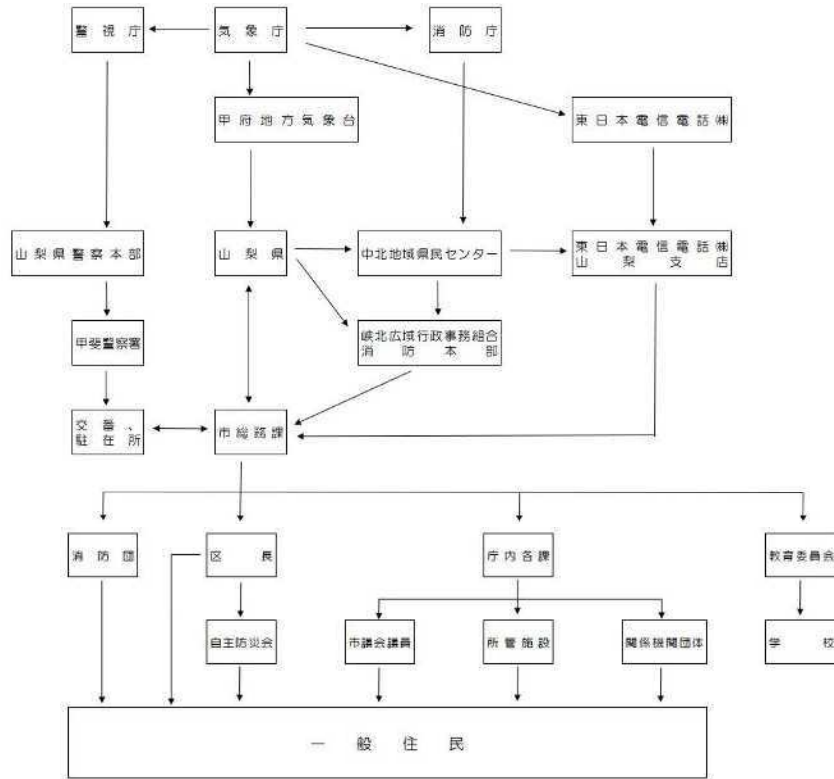
気象に関する特別警報、震度4以上の緊急地震速報等のJ-ALERTの自動起動による情報の伝達にあたっては、本庁内は庁内放送で、その他の施設及び機関については、防災行政無線及び電話を使用して行うものとする。

2 住民その他関係団体

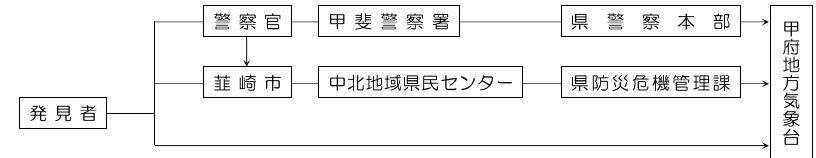
市長は伝達された警報等を必要に応じて速やかに、次により周知徹底するものとする。

- (1) 防災行政無線
- (2) 防災行政無線の連携配信先
(にらさき防災・行政ナビ、防災・防犯メールマガジン、Twitter、市ホームページ)
- (3) 広報車 他

予 警 報 伝 達 系 統 図



- たときには、市長は、その状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。
- 2 通報を要する異常現象
強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
- 3 伝達系統



第3 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- (2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到し

第7節 被害状況等報告計画

全部班・機関共通

迅速かつ適切な災害応急復旧対策が実施できるよう、被害状況の調査を直ちに行うとともに、県等に被害状況の報告を行うものとする。

第1 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、市は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集する。

なお、収集に当たっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を優先して収集する。

1 各班における被害状況調査

各班は、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、被害状況の調査を行うに当たっては、脱漏、重複等のないよう十分留意するとともに、異なった被害状況の場合はその原因、理由を検討し、再度調査を行う。

担当		調査事項
班	調査責任者	
総務部総務班	総務課長	他部、班に属さない一般被害及び応急対策状況の総括
総務部秘書人事班	秘書人事課長	各地域の被害状況
財務政策部財務政策班	税務収納課長	住家被害
財務政策部財務政策班	財務政策課長	市民交流センターの被害状況、市民バスの運行被害状況
市民生活部市民生活班	市民生活課長	火葬場被害
福祉部福祉班	福祉課長	社会福祉関係施設（老人福祉センター、デイサービスセンター）被害
	こども子育て課長	保育園、児童センター被害
福祉部保健班	健康づくり課長	保健福祉センター被害
農政班	農政課長	農作物、農耕地、農林業施設
商工観光班	商工観光課長	所管施設（勤労青年センター、グリーンロッジ、健康ふれあいセンター、道の駅にらさき）被害 商工関係被害、観光施設被害
建設部建設班	建設課長	公共土木施設、市営住宅及び定住促進住宅被害、公園施設被害、農道被害
上下水道部水道班	上下水道課長	上下水道施設被害
医療部医療班	事務局長	病院施設被害
教育部教育班	教育課長	児童生徒等及び学校施設被害、社会教育施設・文化財・体育施設被害

2 郵便局との連携強化

市は、荊崎郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、市及び郵便局が収集した被災状況等の情報を交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

資料編 ○災害時における相互援助に関する覚書

3 関係機関からの情報収集

市は、消防、警察、中北地域県民センターなど関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集する。

4 県への応援要請

市において調査が不可能のとき、又は専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求める。

第2 災害情報の取りまとめ

各班が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務部が取りまとめ、本部長及び副本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

1 県等への報告

本部長は、総務部からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

ただし、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、直接消防庁に対し報告をするものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

県への被害状況等の報告先

	電話番号	FAX番号
県防災危機管理課	055-223-1432	055-223-1439
中北地域県民センター	0551-23-3057	0551-23-3012
中北保健福祉事務所	0551-23-3074	0551-23-3075
中北林務環境事務所	0551-23-3087	0551-23-3097
中北建設事務所峡北支所	0551-23-3061	0551-23-3014
中北農務事務所	0551-23-3077	0551-23-3080

消防庁への被害状況等の報告先

回線別	区分	通常時（9：30～17：45） ※消防庁震災等応急室	夜間・休日等 ※消防庁宿直室
	NTT回線	電 話	03-5253-7527
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電 話	#-048-500-7527	#-048-500-7782
	F A X	#-048-500-7537	#-048-500-7789

2 消防機関への通報殺到時の措置

(1) 峡北広域行政事務組合消防本部は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに市本部のほか県及び消防庁に報告するものとする。

(2) 市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 報告の種類・様式

市は、県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県に災害報告を行うものとする。

(1) 報告の種類及び報告時期

種類	報告の時期
災害即報	特に緊急を要する災害発生直後の被害の第1次情報であり、災害が発生したとき、直ちに行う。
中間報告	県本部の定めたスケジュールにより定時に行う。
確定報告	災害状況が確定し、応急措置が完了した後、直ちに行う。

(2) 報告方法

ア 報告様式

報告は、次の様式により行う。

種類	報告様式
災害即報	「火災・災害等即報要領」に定める第1号様式から第4号様式
中間報告・確定報告	「災害報告取扱要領」に定める第1号様式

イ 災害即報は、災害が発生したとき直ちに行うこととし、緊急を要する総括情報を県災害対策本部へ報告する場合は、第4号様式（その1）を用いる。

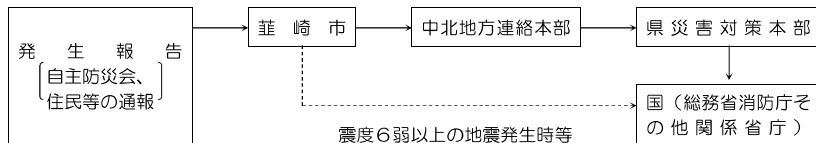
ウ 以後、「火災・災害等即報要領」に定める事項について、第1号様式～第3号様式及び第4号様式（その1）及び（その2）を用いて逐次報告するものとする。

なお、報告にあたっては県防災行政無線、ファクシミリ等による。

エ 大規模な災害により火災が同時多発、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合については、上記の様式に係わらず、県防災行政無線ファクシミリ等最も迅速な方法により報告する。

(3) 報告ルート

ア 県災害対策本部が設置されているとき及び震度6弱以上の大規模地震が発生したとき



イ 県災害対策本部が設置されていないとき

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市	市 → 県防災危機管理課 → 総務省消防庁
人、建物(含む避難)	市	市 → 県防災危機管理課 → 総務省消防庁

被害区分	調査報告主体	報告ルート
病院	各施設管理者	施設管理者 → 中北保健福祉事務所 → 医務課 → 福祉保健総務課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者 → 中北保健福祉事務所 → 福祉保健総務課
水道、清掃施設	市	市 → 中北保健福祉事務所 → 衛生業務課 → 福祉保健総務課 → 環境整備課
商工関係	商工会	商工会 → 商工会連合会 → 商工総務課
農水産物	市	市 → 中北農務事務所 → 農業技術課
農業用施設	市、土地改良事務所	市 → 中北農務事務所 → 耕地課 → 農業技術課
林業関係	市、林務事務所	市 → 中北建設事務所峡北支所 → 森林環境総務課
道路、橋りょう、河川、ダム、砂防、崖崩れ、下水道、建築	各管理者	管理者 → 中北建設事務所峡北支所 → 各管理課 → 道路維持課 ダム事務所 → 治水課 下水道事務所 → 治水課 ※国(各事務所) → 治水課・道路維持課
文教施設	各管理者	市 → 教育事務所 → 教・総務課 県立学校管理者 → 教・総務課
県有施設	各施設管理者	教育委員会関係 各管理者 → 教・総務課 企業局関係 各管理者 → 企・総務課 上記以外 各管理者 → 管財課
ライフライン	各事業者	各管理者 → 防災危機管理課

- 資料編
- 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式
 - 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第4 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な営業を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

被害程度の判定基準等

1 死者	死体を確認したもの、又は確認できないが死亡が確実なもの
2 行方不明者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
3 重傷者・軽傷者	・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治療できる見込みのもの
4 住家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
5 棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6 世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7 被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8 住家全壊(全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

9	住家半壊 (半壊)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
10	床上浸水	建物の床上以上に浸水したものの、又は全壊又は半壊には該当しないが、堆積物等のため一時的に居住できないもの
11	床下浸水	建物の床下に達しない程度の浸水したもの
12	一部破損	建物の損壊が半壊に達しない程度のもので、ただし、軽微なものは除く。
13	非住家	住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの
14	非住家 (公共建物)	非住家は、全壊又は半壊のもの 国、県、市、J R、N T T等の管理する建物
15	非住家(その他)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16	文教施設	学校(含む各種学校)全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17	病院	医療法に定める病院(20人以上)
18	流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19	冠水	稲付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20	農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、畜舎等
21	林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22	農産物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23	畜産被害	家畜、畜舎等の被害
24	水産被害	養魚場、漁船等の被害
25	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、村道
28	橋りょう	市道以上の道路に架設した橋
29	河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。
30	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水道
32	林道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
33	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	被災世帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	被災者	被災世帯の構成員

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第8節 広報計画

総務班 秘書人事班
広報班

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、**広報班**において行う。ただし、災害の状況に応じて各部及び消防団その他の機関において実施する。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、各部班及び消防団において積極的に関係機関から情報の収集に努め、直ちに**広報班**に報告する。

第2 広報の方法

防災行政無線、にらさき防災・行政ナビ、広報車、ホームページ、コミュニティFMラジオ、電話、メールマガジン等を通じ迅速に広報を行うものとする。また、被害の大要、応急対策の実施状況等については、ホームページやチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

また、市は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

第3 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第7節「被害状況等報告計画」によるものとするが、正確な情報収集に努め、必要により**広報班**は災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。

また、災害現場写真等の資料は、関係部等が撮影したものを収集する。

第4 広報内容

広報は、おおむね次の事項に重点において広報を行うものとする。

なお、広報を行うにあたっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、障がい者や高齢者、外国人等の要配慮者に対しても十分留意し適切な広報に努めるものとする。

- 1 災害時における住民の心構え
- 2 避難の勧告、指示事項
- 3 災害情報及び市の防災体制
- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 一般住民に対する注意事項
- 7 その他必要な事項

第5 災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板の周知

災害発生時には各通信事業者が、電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」や「災害用伝言板」を開設するので、活用方法をホームページへの掲載、市役所、避難所等への掲示等により、住民に周知を図るものとする。

第9節 災害通信計画

総務班 秘書人事班
広報班

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害時における通信の方法

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

1 通信施設の現況

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

(2) 防災行政無線

市は、各地区住民等への広報、市内各出先機関及び市本部と災害現場等との通信連絡を行うため、防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

(3) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

(4) いらさき防災・行政ナビ

市は、正確な被害状況を速やかに収集するため、市職員・地区役員・消防団員が利用できるいらさき防災・行政ナビの写真投稿機能・被災状況確認機能を活用する。

資料編 ○ 韮崎市防災行政無線（屋外拡声子局）設置場所一覧

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市	↔	県	=	県防災行政無線・NTT回線
市	↔	消防署	=	NTT回線・県防災行政無線
市	↔	警察	=	NTT回線
市	↔	消防団	=	NTT回線・防災行政無線、メールマガジン、いらさき防災・行政ナビ
市	↔	自主防災会	=	NTT回線・防災行政無線、いらさき防災・行政ナビ
消防署	↔	消防団	=	NTT回線

第2 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめNTT東日本（株）に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

資料編 ○ 災害時優先電話登録状況一覧

第3 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定されたNTT東日本（株）に「非常電報」であることを申し出るものとする。

第4 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、鉄道事業、電力事業を行う機関等の専用の有線通信設備又は無線設備を利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

市域における他機関の通信施設は、次のとおりである。

無線区分	機 関 名	通信範囲
消防無線	峡北広域行政事務組合消防本部	管内（韮崎・北社・甲斐※旧双葉町）
警察庁	甲斐警察署	県内
東京電力	東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社	甲府、大月

なお、市においては、警察通信設備の専用電話の利用等に関して、市長と山梨県警察本部長との間に、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定を結んでいる。

第5 非常通信の使用

加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、山梨地区非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用するものとする。

1 非常通信により通信することのできる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者の救援に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための